

参考

食品衛生法〔食品衛生監視員〕

第30条 第28条第1項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

2 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

3 内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示または広告に係る監視指導を行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導をおこなわせるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

政令第9条（食品衛生監視員の資格）

第9条 食品衛生監視員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者

二 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

三 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

四 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの

2 第14条から第20条までの規定は、前項第一号の養成施設について準用する。